伊 根 地 区 漁 業 集 落 排 水 事 業

水洗化のしおり

きれいな海と快適なくらしは水洗化から

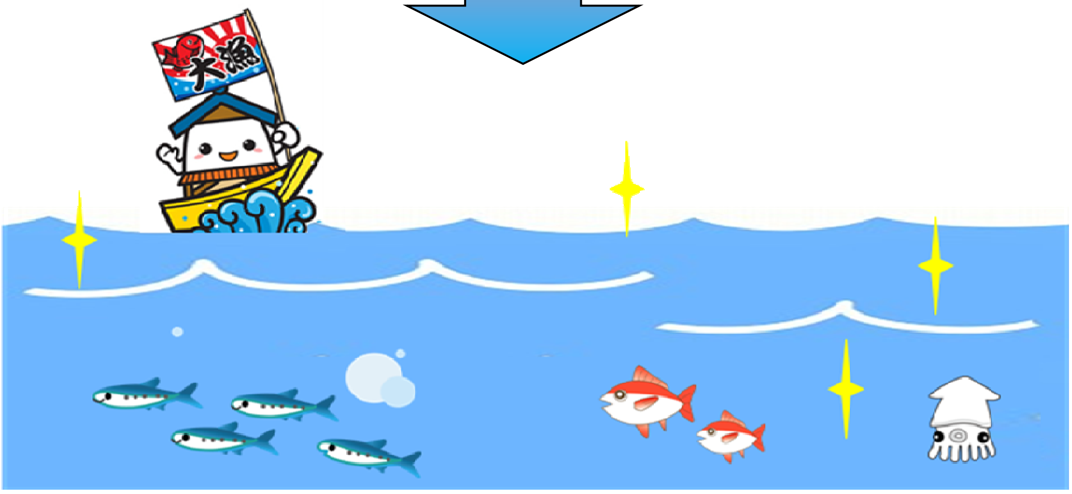

平成２９年　４月

伊根町　地域整備課

連絡先：0772-32-1000

もくじ

１．はじめに　P.3

２．計画から完成までの手順　P.4

３．排水設備工事の申込み　P.5

４．工事費の助成について　P.7

５．受益者分担金について　P.8

６．下水道使用料について　P.10

７．使用上の注意　P.12

８．よくある質問　P.14

１．はじめに

平成２２年度より進めてきました伊根地区漁業集落排水事業は、平成２５年度に伊根浄化センターが供用開始となり、管路の工事を進めることで下水道への接続できるようになりました。伊根地区の皆さまには事業に対するご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、この事業で完成した施設は、国府補助金、町費、により出来上がったものです。せっかく多額の費用をかけた立派な施設であっても皆さまが利用されなければ十分な効果を発揮することができません。一日も早い下水道への接続をお願いいたします。

下水道の役割

・排水路から出る臭いや蚊・ハエの防止
・住民の方々の清潔で快適な生活環境
・海域（湾内・漁場等）の汚染防止

排水設備の設置は 3年以内に

事業着手の段階からお願いしていましたが、下水道の供用開始に伴い、くみ取り便所は**３年以内**に水洗便所に改造することとなっています。

また、台所や浴室、洗濯などの汚水についても排水設備（※）を設置することとなっています。

浄化槽を利用している人も浄化槽を廃止して、下水道に接続していただきますようお願いします。

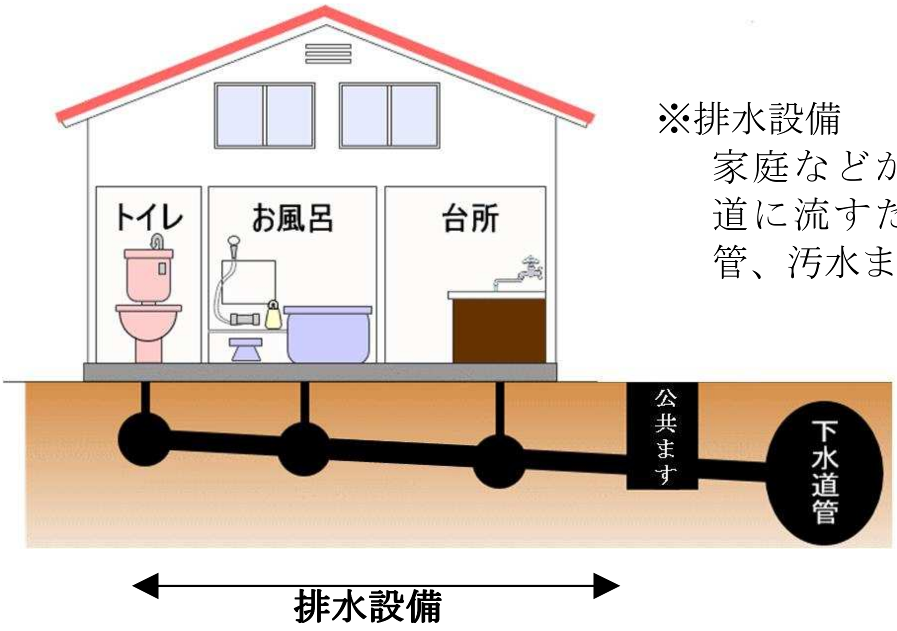

※排水設備
　家庭などからの汚水を下水道に流すために必要な排水管、汚水ます等のことです。

２．計画から完成までの手順

改造計画を立て、排水設備指定工事店を決める。

◎指定工事店を決めて、現地調査、設計、見積をしてもらい、工事内容、費用等を十分に協議して下さい。見積内容をよく確認のうえ、問題がなければ排水設備指定工事店に依頼します。

【排水設備指定工事店に関する情報はP.5へ】
【工事費の助成（利子補給制度、住宅改修助成制度）に関する情報はP.7へ】

↓

排水設備計画確認申請書を町へ提出してください。

↓

申請書の審査後、工事に着手します。
完成後、町に完了届を提出します。

↓

町が完了検査を行い、合格すれば検査済証を交付します。

町への提出するほとんどの書類は、指定工事店が熟知していますので、指定工事店に依頼することができます。

◎提出書類どおり工事が行われたか町が検査します。

↓

使用開始届及び受益者申告書を提出します。

◎使用を開始の届出及び受益者申告書を提出します。町が受益者申告書に基づき、受益者分担金を決定します。

【下水道使用料に関する情報はP.10へ】
【受益者分担金に関する情報はP.8へ】

↓

受益者分担金を納付します。

◎受益者分担金決定通知書及び納付書を送付しますので納期限までに納付して下さい。

３．排水設備（下水接続）工事の申込み

町では、皆さまに水洗便所への改造や排水設備設置の工事を安心して行っていただけるように『排水設備指定工事店』を選定し、設計内容について指導・監督を行います。排水設備指定工事店は、完全な設備をつくるために必要な技術を有し、責任施工します。それ以外の業者で工事をされますと、工事完成後の検査を受けられませんので排水設備指定工事店への申込みをお願いします。

工事についてのご相談は、下記の指定工事店で

	工事店名	代表者名	住　所	電話番号
1	松田タイル	松田篤二	宮津市字日ケ谷 317 番地	0772(28)0630
2	株式会社 沢田電気 ※	澤田孝典	伊根町字日出 552 番地の 1	0772(32)0091
3	上田電気設備	上田英明	与謝郡町字岩滝 840 番地の 1	0772(46)3490
4	宋徳建設 株式会社 ※	安田洋一	宮津市字鶴賀 2166 番地	0772(22)4348
5	株式会社 山添電気	山添 勇	宮津市字溝尻 400 番地	0772(46)2582
6	株式会社杉建	杉本孝史	与謝野町字石川 537 番地の 3	0772(42)6955
7	有限会社 三冨建設 ※	三冨重義	宮津市字日置 2701 番地	0772(27)1483
8	足立石油 株式会社	足立経彦	与謝野町字男山 60 番地	0772(46)3355
9	ちきりでんき ※	千切　進	伊根町字平田 156 番地の 11	0772(32)1008
10	雅輝工業　※	矢野誠治	伊根町字本庄上 907 番地	0772(33)0514
11	牧野建設 株式会社	牧野周一	宮津市大垣 294 番地	0772(27)1271
12	小松電気商会	須川智春	宮津市字惣 379-10	0772(22)7578
13	吉田設備　※	吉田光男	伊根町字平田 54 番地	0772(32)0416

14	有限会社 柳水道	柳　良樹	与謝野町字加悦奥 140-3	0772(42)2983
15	株式会社 よざ電工 ※	佐戸仁志	与謝野町字岩滝 2118	0772(46)3246
16	株式会社 丸正組	小西正伸	与謝野町字滝 2922	0772(43)1104
17	三富設備	三冨義隆	与謝野町字弓木 294 番地 3	0772(46)6477
18	上前設備工業	上前典之	宮津市字宮村 1141 番地の 1	0772(22)4502
19	入柿工業 株式会社	入柿慎也	宮津市字宮村 1586 番地	0772(22)2236
20	池田電気 株式会社	池田　豊	宮津市字滝馬 705 番地	0772(22)1312

※町内に本店又は支店がある業者

４．工事費の助成について

下水道の切替工事には多額の費用がかかりますが、町では以下の助成を行っています。

●利子補給制度

下水切替工事に要する費用を金融機関で借入する場合、その借入金についての利子を補給する制度があります。

利子補給制度の内容

利子補給の期間	７年以内
利子補給の率	年利３％以内
借入額	350 万円まで
利子補給額	年間 50,000 円まで

利子補給を受けようとする方は申請が必要となります。下記まで連絡いただきますようお願いします。

【問い合わせ先　住民生活課住民環境係　32－0503】

●住宅改修助成制度（平成 29 年度まで）

町内業者又は町内に支店を有する業者で工事を行う場合、下水道への接続工事は住宅改修助成金の対象となり、最大 20 万円までの助成金が交付されます（1 回のみ）。また、下水道の申請とは別に事前の申請が必要となり、その許可が下りてからの着工となります。

住宅改修助成制度の申請については、下記まで連絡いただきますようお願いします。

【問い合わせ先　地域整備課施設整備係　32－1000】

５．受益者分担金について

●受益者分担金とは

下水道が整備されると、家庭からの生活雑排水を流すことができるようになり、また水洗便所の使用も可能となるなど、生活環境と衛生面の向上が図られ、快適性が増します。

受益者分担金は、下水道の整備によりこれらの恩恵を受けられることになる地域の方に、建設費の一部を負担していただくものです。

●受益者について

受益者分担金を納めていただく方は、公共ますを使用する建物所有者又はその世帯の方となります。

●受益者分担金の金額

公共ます１個当り１５万円となります。ただし、同一受益者が所有する主屋と別宅等の公共ますへ接続する場合には、２個目以降は７万５千円となります。（供用開始日から３年以内の申請）

●納付方法

下水使用開始するまでに受益者申告書を提出していただきます。下水を使用開始した次の月に納付書を送付します。

また、最大１２回までの分割納付をすることができます。受益者申告書に分割回数を記載していただきます。分割納付の納期は５月・８月・１１月・２月の年４回です。

受益者分担金の口座振替はできませんので、ご了承ください。

●支払いの時期

下水道の使用を開始された月の翌月に納付書を送付しますので、伊根町指定金融機関及び伊根町役場での支払いをお願いします。

～注意～

供用開始日から３年経過後に申請いたしますと、受益者分担金が１軒目３０万円、２軒目１５万円と２倍になりますので、３年以内に接続申請していただきますようよろしくお願いします。ただし、申請受理日から６ヶ月以内に着工が必要です。

供用開始日：本管工事が完成し、下水への切替工事を行うことができるようになった日（広報等で周知）

受益者申告書【記入例】

様式第 1 号(第 2 条関係)

工事完了届～使用開始届までの日付→
（不明な場合空白でも構いません）

平成○○年○○月○○日

伊根地区漁業集落排水事業受益者申告書

伊根町長　吉本 秀樹　様

受益者の住所・氏名(印)・電話番号を記載してください↓

住　　所　伊根町字日出○○番地

氏　　名　伊根　太郎　印

電話番号　○○－○○○○

伊根町伊根地区漁業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規則第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり申告します。

↓公共ますが設置されている建物の地番を記載してください

公共ます設置場所	伊根町字　日出○○番地
公共ます番号	
排水設備検査済番号	
分担金の支払方法	□ 一括納付 □ 分割納付(　　　回)　(2～12回より選択) (納付時期：5 月・8 月・11 月・翌 2 月の年 4 回)

↑一括納付・分割納付より選択してください。（分割回数が記載されていない場合、一括納付として処理されます。）

分担金の決定に当たり、住民情報及び上記建築物の税務資料等の関係情報を閲覧することを承諾します。

受益者　　氏名　伊根　太郎　印

建築物所有者　住所　伊根町字日出○○番地

氏名　伊根　太郎　印

↑建物所有者が死亡等となっている場合は納税義務者を記載してください。

(処理欄) ※処理欄は、記入しないでください。

供用開始年月日		確　認　欄	
使用開始年月日			

６．下水道使用料について

●使用量の算定

家庭などから流れ出る汚水は、下水道を通って処理施設に送られ処理されたあと海に放流しますが、施設の維持管理には多額の費用を必要とします。使用料は、これらの維持管理に必要な費用の一部を利用者に負担していただくものです。使用料の算定は、排出した汚水の量に応じて求めます。

◎水道水使用の場合
⇒　水道使用水量によります。

◎水道水以外の水（井戸水など）を使用の場合
⇒　井戸水などの配管に量水器を設置していただき、その使用水量によります。（量水器の設置は自己負担となります。）

※上記のどちらにも該当の場合は、合計水量となります。

●使用料の請求について

下水道使用料は水道料金と同じく２ヶ月に１度の請求となります。

～注意～

口座振替を希望される方で、下水道使用料の口座引落の依頼をされていない方は、金融機関にて口座振替依頼を行って下さい（口座振替依頼をされる場合、届出印が必要です）。

上下水道使用料早見表（２ヶ月）

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	水道　/　下水	水道　/　下水	水道　/　下水	水道　/　下水	水道　/　下水	水道　/　下水	水道　/　下水	水道　/　下水	水道　/　下水	水道　/　下水
0	2,900 / 2,300 5,200	2,900 / 2,300 5,200	2,900 / 2,300 5,200	2,900 / 2,300 5,200	2,900 / 2,300 5,200	2,900 / 2,300 5,200	2,900 / 2,300 5,200	2,900 / 2,300 5,200	2,900 / 2,300 5,200	2,900 / 2,300 5,200
10	2,900 / 2,300 5,200	2,975 / 2,450 5,425	3,050 / 2,600 5,650	3,125 / 2,750 5,875	3,200 / 2,900 6,100	3,275 / 3,050 6,325	3,350 / 3,200 6,550	3,425 / 3,350 6,775	3,500 / 3,500 7,000	3,575 / 3,650 7,225
20	3,650 / 3,800 7,450	3,825 / 3,960 7,785	4,000 / 4,120 8,120	4,175 / 4,280 8,455	4,350 / 4,440 8,790	4,525 / 4,600 9,125	4,700 / 4,760 9,460	4,875 / 4,920 9,795	5,050 / 5,080 10,130	5,225 / 5,240 10,465
30	5,400 / 5,400 10,800	5,575 / 5,560 11,135	5,750 / 5,720 11,470	5,925 / 5,880 11,805	6,100 / 6,040 12,140	6,275 / 6,200 12,475	6,450 / 6,360 12,810	6,625 / 6,520 13,145	6,800 / 6,680 13,480	6,975 / 6,840 13,815
40	7,150 / 7,000 14,150	7,355 / 7,160 14,515	7,560 / 7,320 14,880	7,765 / 7,480 15,245	7,970 / 7,640 15,610	8,175 / 7,800 15,975	8,380 / 7,960 16,340	8,585 / 8,120 16,705	8,790 / 8,280 17,070	8,995 / 8,440 17,435
50	9,200 / 8,600 17,800	9,405 / 8,760 18,165	9,610 / 8,920 18,530	9,815 / 9,080 18,895	10,020 / 9,240 19,260	10,225 / 9,400 19,625	10,430 / 9,560 19,990	10,635 / 9,720 20,355	10,840 / 9,880 20,720	11,045 / 10,040 21,085
60	11,250 / 10,200 21,450	11,455 / 10,390 21,845	11,660 / 10,580 22,240	11,865 / 10,770 22,635	12,070 / 10,960 23,030	12,275 / 11,150 23,425	12,480 / 11,340 23,820	12,685 / 11,530 24,215	12,890 / 11,720 24,610	13,095 / 11,910 25,005
70	13,300 / 12,100 25,400	13,505 / 12,290 25,795	13,710 / 12,480 26,190	13,915 / 12,670 26,585	14,120 / 12,860 26,980	14,325 / 13,050 27,375	14,530 / 13,240 27,770	14,735 / 13,430 28,165	14,940 / 13,620 28,560	15,145 / 13,810 28,955
80	15,350 / 14,000 29,350	15,555 / 14,190 29,745	15,760 / 14,380 30,140	15,965 / 14,570 30,535	16,170 / 14,760 30,930	16,375 / 14,950 31,325	16,580 / 15,140 31,720	16,785 / 15,330 32,115	16,990 / 15,520 32,510	17,195 / 15,710 32,905
90	17,400 / 15,900 33,300	17,605 / 16,090 33,695	17,810 / 16,280 34,090	18,015 / 16,470 34,485	18,220 / 16,660 34,880	18,425 / 16,850 35,275	18,630 / 17,040 35,670	18,835 / 17,230 36,065	19,040 / 17,420 36,460	19,245 / 17,610 36,855
100	19,450 / 17,800 37,250	19,660 / 18,020 37,680	19,870 / 18,240 38,110	20,080 / 18,460 38,540	20,290 / 18,680 38,970	20,500 / 18,900 39,400	20,710 / 19,120 39,830	20,920 / 19,340 40,260	21,130 / 19,560 40,690	21,340 / 19,780 41,120
110	21,550 / 20,000 41,550	21,760 / 20,220 41,980	21,970 / 20,440 42,410	22,180 / 20,660 42,840	22,390 / 20,880 43,270	22,600 / 21,100 43,700	22,810 / 21,320 44,130	23,020 / 21,540 44,560	23,230 / 21,760 44,990	23,440 / 21,980 45,420

※水道使用料にはメータ使用料が加算されます。

区分	水量	単価
基本料金	20㎥まで	2,900
超過料金	21～40㎥	75
	41～100㎥	175
	101～200㎥	205
	201㎥以上	220
メータ使用料	13mm	100
	20mm	200
	25mm	300
	50mm	600

区分	水量	単価
基本料金	10㎥まで	2,300
超過料金	11～20㎥	150
	21～60㎥	160
	61～100㎥	190
	101㎥以上	220

７．使用上の注意

下水道には何でも流していいと言うわけではありません。下水処理は微生物の働きによって浄化を行います。この微生物は、非常にデリケートな生物ですので、下水道を使う一人一人が次の点に十分注意していただきますようお願いします。

また、伊根地区の下水道管は大部分が真空方式で汚水を流します。真空の弁に異物等が詰まった場合、**自分の家だけでなく、他の家の下水の流下を妨げる場合があります**ので十分に気をつけて下さい。

流してはいけないもの

（ア）農薬及び農薬器具を洗浄した水
（イ）石油類（灯油、オイル、グリース等）
（ウ）食用油の使い古し
（エ）車、農機具等の洗車排水、野菜等の泥落し水
（オ）衛生用品（生理用品、ゴム製品等）
（カ）汚水ますへの石、木片、プラスチック等の固形物の投入
（キ）イカ墨・油を多量に含んだ食品

使用物で注意するもの

（ア）便器、浴槽等の洗剤は、強酸性及び強塩基性のものはさけて、ぬるま湯又は中性洗剤を使用して下さい。
（イ）トイレで使用する紙は、水に溶けるものを使用して下さい。
　ティッシュペーパーは溶けませんので使用しないで下さい。

日常特に注意していただきたいこと

（ア）台所において、米、野菜等の残物は取り除くようにしましょう。
（イ）台所用薬品、石鹸、洗剤は適量使用に心がけて下さい。
（ウ）合成洗剤に含まれるリンは処理できにくいので、無リン洗剤を使うように心がけて下さい。
（エ）洗髪時の毛髪、洗濯時の洗濯屑はできるだけ取り除いて下さい。
（オ）生理用品は、トイレ内に別の容器を備え付けて処理して下さい。

定期的に点検していただきたいこと

（ア）汚水ます等は定期的（１ヶ月に１回程度）に点検して、ゴミ等を取り除いて下さい。
（イ）流し口等から悪臭がする時は、パイプの詰まり・汚水ますの汚れ・器具トラップの破損等が原因となることが多いようです。

排水管がつまったら指定工事店に連絡を

みんなの施設、大切に使いましょう

８．よくある質問と答え

Ｑ１． トイレだけを下水に切り替えたい、又はトイレ以外を下水に切り替えたいのですが・・・。

Ａ． 下水に切り替えるときは、トイレや家庭雑排水をすべて同時期に切り替えてください。

Ｑ２． 散水等の下水に流さない水も使用料がかかるのですか。

Ａ． 基本的には水道メーターにより、下水道の使用量を計測しますので水道を使った分だけ使用料がかかります。

　ただし、下水に排出されない水について、新たに道路から給水管を布設して水道メーターを設置（負担金有）したり、町が認めた規格のメーターを水道の配管途中の検針しやすい場所に減水メーターとしての設置（自己負担）することは可能です。